報告３

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和　４年　５月　２０日

長与町長　吉　田　愼　一

専　決　処　分　書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

１　和解及び損害賠償の相手方

住所　長崎県西彼杵郡長与町[redacted]

氏名　[redacted]

２　事故の概要

(1) 事故発生日時

令和４年３月２３日　午後２時００分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷[redacted]

(3) 事故の状況

上記の日時及び場所において、本町が実施する高齢者等ごみ出し等支援事業に係る対象者のごみ等を収集する際に、本町が所有し、本町の会計年度任用職員（ごみ収集員）が運転する塵芥収集車が当該場所に駐車していた相手方の車両に衝突し、相手方の車両の一部を破損させたもの。

３　和解の内容

本町は、相手方に対して下記４の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、本町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

４　損害賠償の額

２７５，０６１円

令和４年４月２２日

長与町長　　吉　田　慎　一